

## 平成 1 8 年度の国民保護の取組みについて（案）

### 1 国民保護協議会の開催

○国民保護計画の変更などを審議するほか、国民保護措置に関する措置を総合的に推進するため、防災関係機関の代表者による国民保護協議会および幹事会を開催する。

### 2 国民保護図上訓練の実施

○国民保護措置が的確かつ迅速に実施できるよう、国との共同で武力攻撃事態等を想定した図上訓練を実施する。  
（実施時期、対象市町、内容等検討中。現在、国に対して実施要望中）

### 3 国民保護の普及啓発

○市町村の住民説明会や県の広報事業を通じ、県民に対して国民保護に関する知識の普及・啓発を行う。

### 4 関係機関との連絡調整や国民保護措置の運用

○国民保護計画の運用や他府県との応援協定について、国や他府県と連絡調整を行う。また、特殊標章等の交付等の国民保護措置の運用体制を整備する。

### 5 市町村や指定地方公共機関の国民保護計画等の作成支援

○市町村や指定地方公共機関において、平成 1 8 年度中に国民保護計画および国民保護業務計画が、自主的かつ円滑に作成されるよう、市町村に対しては要請に応じ市町村国民保護協議会に委員やオブザーバーとして参画するなど、また指定地方公共機関に対しては、情報提供や適切な助言を行うなど、それぞれに対し積極的な支援を行う。